

パブリックコメントの結果公表について

公 表 日	令和8年7月17日（金）
案 件 名	大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案）
意見募集期間	令和8年6月1日（月） から 令和8年6月30日（火） 午後5時15分 まで
意 見 数	8者より15件

No.	該当箇所	パブリックコメント 概要	大淀町の考え方
1	要綱名等 全般	「宣誓制度」について、マイノリティだけがどうして「宣誓」を求められるのか違和感がある。「登録」「届出」等ではどうか。	ご意見をもとに要綱（案）を修正します。
2	第2条 ・ 様式第3号	様式第3号の受領証明書の（裏）面に「この証明書は、法律上の効果が生じるものではありません」とあるが、第2条の（定義）にも記入した方がよいのではないか。	様式第3号については、婚姻に関して法律上の効果が生じるものではないという趣旨になります。 なお、国においては、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」と同一又は類似の文言を含む規定の対象に同性パートナーが「含まれ得る」とされた法令を公表しており、個別事例に応じて、公表された法令の適用が判断されます。 婚姻に関して法律上の効果は生じませんが、個別事例に応じてその他の法令の適用もあることから、条文に法律上の効果が生じるものではないことを明記するのは、難しいと考えます。

パブリックコメントの結果公表について

公 表 日	令和8年7月17日（金）
案 件 名	大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案）
意見募集期間	令和8年6月1日（月） から 令和8年6月30日（火） 午後5時15分 まで
意 見 数	8者より15件

No.	該当箇所	パブリックコメント 概要	大淀町の考え方
3	第2条 第1項 第1号	「（１）性的マイノリティ 性自認（自己が認識している性別をいう。）が戸籍上の性と異なる者又は性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者をいう。」とあるが、性自認（ジェンダーアイデンティティ）・性的指向の定義については「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に合わせるのが無難ではないか。	ご意見をもとに要綱（案）を修正します。
4	第3条 第1項 第2号	同性カップルが同居することは、ハードルが高いのではないか。住所地が同じではなく、一方が住民であれば可とすれば、選択肢が広がる。より利用しやすい内容を目指していただけるとありがたい。	ご意見をもとに、一方が住民であれば対象となるよう、要綱（案）を修正します。

パブリックコメントの結果公表について

公 表 日	令和8年7月17日（金）
案 件 名	大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案）
意見募集期間	令和8年6月1日（月） から 令和8年6月30日（火） 午後5時15分 まで
意 見 数	8者より15件

No.	該当箇所	パブリックコメント 概要	大淀町の考え方
5	第4条 第1項	「宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添付し、持参の上、町長に提出するものとする。」とあるが、宣誓書の持参にあたって、「宣誓をしようとする者」双方（二人とも）に来てほしいという趣旨か。持参は一人でもよいのか。また、ファミリーシップ（対象が15歳以上）の場合は、ファミリーシップ対象の方は、来庁の必要はないのか。	来庁日を予約のうえ、二人での提出を依頼します。ファミリーシップ対象者についても同行を依頼します。 なお、予約方法や書類の提出方法については、今後、作成する「利用の手引き」に掲載する予定です。
6	第4条 第2項	「町内に転入を予定している者にあつては、その転入の予定の事実を確認することができる書類をもって前項第1号に規定する書類に代えるものとする。」とあるが、具体的にどのようなものを提出してもらうことを想定しているのか。また、その定義は要綱に記載しないのか。	転出証明書、住宅の賃貸借契約書の写し、住宅の売買契約書の写し等を想定していますが、個別事例に応じて判断することになるため、書類を指定するのは難しいと考えています。このため、要綱には、例示も含めて明記はしませんが、今後、作成予定の「利用の手引き」には、例示を掲載したいと考えています。
7	第7条 第1項	証明書については1組1枚でよいが、個別に持ち歩ける宣誓証明カードなどは作成しないのか。	ご意見をもとに、証明カードを交付するよう、要綱（案）を修正します。

パブリックコメントの結果公表について

公 表 日	令和8年7月17日（金）
案 件 名	大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案）
意見募集期間	令和8年6月1日（月） から 令和8年6月30日（火） 午後5時15分 まで
意 見 数	8者より15件

No.	該当箇所	パブリックコメント 概要	大淀町の考え方
8	第7条 第1項 ・ 様式3号	個人が通称名を使用している理由は様々だが、証明書の使用は、不必要にプライバシーを明かすことになる。名前は、性別が強く反映されるため、証明書を見るたびに、心情的な苦痛を強いることがあるのではないかと。また、「証明書は1組につき1枚交付」となっているが、カードの作成予定はあるのか。受領証明書は1組1枚でも、別途証明カードは各自に1枚ずつという自治体が多い。病院などの緊急時には、各自で持っている方が便利ではないのか。	ご意見をもとに、証明カードを交付するよう、要綱（案）を修正します。また、通称名を希望する場合は、通称名のみを記載し、申し出がある場合のみ、戸籍に記載された氏名を証明書及び証明カードの裏面の特記事項欄に記載するよう、様式を修正します。
9	第9条 第2項 第3号	「（3）前項第3号に該当するときは、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類」とあるが、ファミリーシップ対象者が15歳以上である場合の同意書（様式第2号）が記載漏れではないのか。	ご意見のとおりです。要綱（案）を修正します。
10	第10条 第1項 第2号	パートナーシップを結んだ二人の内、一方が亡くなった場合、二人で成形してきた財産の処理の仕方は、明記しないのか。	パートナーシップ制度は、婚姻とは異なり、法律上の効果が生じるものではないため、死亡後の財産は、法定相続人が相続することになります。ただし、公正証書遺言の作成等により、パートナーに財産を継承させる方法もありますが、相続については、個別事例に応じて判断されることから、対応方法もそれぞれ異なります。このため、例示を含めて要綱に相続や財産処理の方法について明記することは、難しいと考えます。

パブリックコメントの結果公表について

公 表 日	令和8年7月17日（金）
案 件 名	大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案）
意見募集期間	令和8年6月1日（月） から 令和8年6月30日（火） 午後5時15分 まで
意 見 数	8者より15件

No.	該当箇所	パブリックコメント 概要	大淀町の考え方
11	第 1 3 条	第13条に賛成。入院や何か起こったとき、家族として手続きが出来るようになると思う。	貴重なご意見として承りました。
12	全般	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入することは、大変有意義なことであると思う。新条例と制度の導入を周知することは、性の多様性について理解ある町・地域であると啓発することにつながる。 住民の中には、自身の性のあり方について悩んでいる方・さまざまな思いを持つ方がいる。パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入は、そういった方々にとっても前向きなメッセージになると考える。特に若い方たちには、自分のことを正直に話しても安心して暮らせる町、「ふるさと」になると思う。 また、「アウティングの禁止」については周知徹底が必要である。性的指向や性自認など、自分に関する重要な情報を本人の意思で他者に伝えることを「カミングアウト」と言う。これらの情報は極めてセンシティブであり、本人の明確な同意がない限り、第三者に伝えてはいけない。性的指向や性自認などの個人的な情報を打ち明けられた場合は、相手の話を尊重して受け止め、安心して話せるよう配慮をお願いする。また、この情報を誰に、どの範囲まで共有してよいかについては、必ず本人の意向の確認をお願いする。 引き続き、人権意識の向上に向けて取り組みをお願いする。	貴重なご意見として承りました。

パブリックコメントの結果公表について

公 表 日	令和8年7月17日（金）
案 件 名	大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案）
意見募集期間	令和8年6月1日（月） から 令和8年6月30日（火）午後5時15分 まで
意 見 数	8者より15件

No.	該当箇所	パブリックコメント 概要	大淀町の考え方
13	全般	自身が住んでいる自治体で、このような取り組みがあるということは、当事者の方にとっては、生活面での困りごとが軽減できる可能性があるというだけでなく、精神的にも心強いと思う。これから住む場所を検討している方にとっても、選択条件のひとつになり得る。また、住民に対しては、啓発の良い機会になると思う。制度を必要としている当事者の方にとって少しでも使いやすく、選択肢が広がる方向で検討していただければと思う。	貴重なご意見として承りました。
14	全般	条例が出来ればLGBTQについて話しをしていかなければならないと思っている。	貴重なご意見として承りました。

パブリックコメントの結果公表について

公 表 日	令和8年7月17日（金）
案 件 名	大淀町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案）
意見募集期間	令和8年6月1日（月） から 令和8年6月30日（火） 午後5時15分 まで
意 見 数	8者より15件

No.	該当箇所	パブリックコメント 概要	大淀町の考え方
15	全般	性的マイノリティや事実婚カップルの社会的認知や尊重の促進、当事者の方が「町や社会に自分たちの関係が認められた」と感じられる心理的支援につながると思う。また、法的拘束力はないものの、多様な家族の形や個人の生き方を尊重し、安心して暮らせる社会を目指す取り組みとして意義があると思う。 しかし、素晴らしい制度があっても、大淀町を転出してしまったら制度を利用できない。連携自治体のことも記述しているが、この課題を解決するためにはより多くの自治体で制定され、自治体間で制度のあり方を整えたうえで、相互利用できる仕組みが早く構築できればと思う。 今後の課題として、パートナーの親が介護状態や大きな病気を患ったとき、実子がなんらかの事情で介護・看護ができないときなどに社会的支援はあったとしても、不便を感じることもあるかもしれない。子だけでなく、パートナーの親も制度に含めることができればより安心かなと思う。柔軟に都度、要綱を改正していただければと思う。	貴重なご意見として承りました。また、ファミリーシップ制度では、パートナーシップ対象者それぞれの親も対象としています。当事者が利用しやすいよう、柔軟に対応してまいります。